TAC 建築士講座 PRESENTS



線引き集 コンセプト

- 一級専用、二級専用で出題ポイントが一目瞭然！
- 条文の理解が格段にスピードアップ！

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

1. 線引きの必要性

建築士試験では、最短時間で条文にたどり着くために**インデックスシール**が必要不可欠であり、条文内容を理解するために**線引き**が必要不可欠です。
特に一級建築士試験では、「法規」は時間との勝負です。

2. マーカーと下線の併用

試験のポイントに**下線**を引き、特に強調したいところや目立たせたいところに**マーカー**を引いています。

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

3. 色分け

オレンジ オレンジ	●オレンジ（ベース色）の下線は本文中のポイント ●オレンジのマーカーは強調や対比したい部分

【例】法2条六号
延焼のおそれのある部分
隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の２以上の建築物
（略）相互の外壁間の中心線
（略）から、１階にあっては３ｍ以下、２階以上にあっては５ｍ以下の距離にある建築物の部分をいう。

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

赤	●用語の定義 ●オレンジマーカーより さらに強調したい部分
青 青	●青の下線は ただし書、除外規定 ●青のマーカーは ただし書等の強調部分
黄	●「法」から「令」へ飛ぶ 部分、関連など。

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

【例】法2条八号

防火構造　建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

ここに飛ぶ

◆政令【防火性能に関する技術的基準】令108条➡

◆大臣【H12告示1359号】➡

関連 → 関連【準防火性能】法23条➡

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

4.「号」、「イ、ロ、ハ」等の列挙事項と、前文との対応関係を明確化

列挙事項が本文に対応するのか、ただし書に対応するのかを明確にしています。

【例１】

・・・次の各号のいずれか・・・

一　・・・

二　・・・

【例２】

・・・。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　・・・

二　・・・

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

5. 推奨ペン

こすると消えるPILOT FRIXION（フリクション）がお奨めです。

① オレンジマーカー
② オレンジ0.5mm
③ ピンクマーカー
④ ブルーマーカー
⑤ ライトブルー0.5mm
⑥ イエローマーカー

何本かずつ用意しておきましょう。



Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

6. 応用

かっこ書が邪魔などの理由で特に読みにくい条文には、本文部分に薄いマーカーを追加すると、読みやすくなります。その場合には

⑦ ソフトオレンジマーカー
⑧ ソフトブルーマーカー

がお奨めです。

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

線引きのコンセプト

【例】法2条六号

延焼のおそれのある部分　隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の２以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、１の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（ロにおいて「隣地境界線等」という。）から、１階にあっては３ｍ以下、２階以上にあっては５ｍ以下の距離にある建築物の部分をいう。



ソフトオレンジマーカー

延焼のおそれのある部分　隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の２以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、１の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（ロにおいて「隣地境界線等」という。）から、１階にあっては３ｍ以下、２階以上にあっては５ｍ以下の距離にある建築物の部分をいう。

Copyright© TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.